

資料提供

令和3年10月14日  
課名:産業廃棄物対策課  
担当:河村  
内線:2962  
外線:082-513-2963

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

1 概要

産業廃棄物処理業者である株式会社高森興業に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条第5項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消した。

（処分機関：広島県東部厚生環境事務所福山支所）

2 被処分者及び行政処分の内容

事業者 （住所）	株式会社 <small>たかもりこうぎょう</small> 高森興業 代表取締役 <small>たかもり よしまさ</small> 高森 義公 （広島県福山市高西町川尻 200 番地 3）
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許可番号：第 03407187414 号 許可年月日：令和 3 年 1 月 29 日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分年月日	令和 3 年 10 月 14 日
処分理由	同社の役員は、平成 30 年 3 月 27 日付けで、福山簡易裁判所において、法の規定に違反したことにより罰金刑が確定し、同日、刑の執行を終了した。 このことは、法第 14 条第 5 項第 2 号ニに該当するものとして、同号イに該当する者のうち法第 7 条第 5 項第 4 号ニに規定する者に該当するため。